

四街道市保育所等における保育に関する規則新旧対照表

改正案	現 行
<p>○四街道市保育所等における保育に関する規則</p> <p>第1条～第4条（略） （保育所等における保育の利用の調整）</p> <p>第5条 市長は、前条第1項に規定する申込みがあったときは、保育所等利用調整基準（別表第1）及び優先事由及び調整事由（別表第2）により、当該申込みをした児童の保護者（以下「申込保護者」という。）の保育所等における保育の利用の優先度に応じた保育所等における保育の利用についての調整を行うものとする。</p> <p>2 市長は、前項の規定にかかわらず、当該児童の家庭状況等において緊急その他の事由があると認める場合は、必要な調整を行うことができるものとする。 （保育所等における保育の利用の承諾等）</p> <p>第6条～第10条（略）</p> <p>附 則 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>別表第1（第5条第1項） （令2規則26・全改）</p>	<p>○四街道市保育所等における保育に関する規則</p> <p>第1条～第4条（略） （保育所等における保育の利用の調整）</p> <p>第5条 市長は、前条第1項に規定する申込みがあったときは、当該申込みをした児童の保護者（以下「申込保護者」という。）及び児童と面接をした上で、保育所等利用調整基準（別表第1）及び優先事由及び調整事由（別表第2）により、当該申込保護者の保育所等における保育の利用の優先度に応じた保育所等における保育の利用についての調整を行うものとする。</p> <p>2 市長は、前項の規定にかかわらず、当該児童の家庭状況等において緊急その他の事由があると認める場合は、必要な調整を行うことができるものとする。 （保育所等における保育の利用の承諾等）</p> <p>第6条～第10条（略）</p> <p>別表第1（第5条第1項） （令2規則26・全改）</p>

保育所等利用調整基準

保護者の状況			基準点
1 就労 (内定を含む。)をしてい る。	会社等に雇 用されてい る者又は自 営業者	常態として、月160時間以上の就労	30
		常態として、月140時間以上160時間未満 の就労	28
		常態として、月120時間以上140時間未満 の就労	26
		常態として、月100時間以上120時間未満 の就労	24
		常態として、月80時間以上100時間未満 の就労	22
		常態として、月64時間以上80時間未満の 就労	20
2 出産予定日以前8週間から出産日後8週間までの期間に ある。			30
3 疾病若 しくは負 傷してい る又は身 体、知的 若しくは 精神障害 を有して いる。	疾病・負傷 の程度	長期間の入院（1月以上）	35
		居宅内で、常時病臥の状態	35
		毎週の通院加療が必要な状態	20
		上記の疾病・負傷の程度以外の場合で保 育が困難と認められる状態	10
	障害の程度	身体障害者手帳1級・2級、療育手帳 （A）・A又は精神障害者保健福祉手 帳1級を有している。	30
身体障害者手帳3級、療育手帳B又は精 神障害者保健福祉手帳2級・3級を有し		25	

保育所等利用調整基準

保護者の状況			基準点
1 就労 (内定を含む。)をしてい る。	会社等に雇 用されてい る者又は自 営業者	常態として、月160時間以上の就労	30
		常態として、月140時間以上160時間未満 の就労	28
		常態として、月120時間以上140時間未満 の就労	26
		常態として、月100時間以上120時間未満 の就労	24
		常態として、月80時間以上100時間未満 の就労	22
		常態として、月64時間以上80時間未満の 就労	20
	内定者	常態として、月160時間以上の就労	25
		常態として、月140時間以上160時間未満 の就労	23
		常態として、月120時間以上140時間未満 の就労	21
		常態として、月100時間以上120時間未満 の就労	19
		常態として、月80時間以上100時間未満 の就労	17
常態として、月64時間以上80時間未満の 就労	15		
2 出産予定日以前8週間から出産日後8週間までの期間に			30

	ている。	
4 同居の親族（長期入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護している。	身体障害者手帳1級・2級、療育手帳（A）・A又は精神障害者保健福祉手帳1級を有している重度の障害者を介護又は看護している。	30
	要介護認定者を介護している。	30
	入院付添に当たっている。	25
	上記以外の場合で介護又は看護している。	10
5 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。		35
6 求職活動（起業の準備）を継続的に行っている。	月64時間未満の労働 内職者 労働をしていない。	10 10 5
7 就学している又は職業訓練を受けている。	常態として、月160時間以上の就学等 常態として、月140時間以上160時間未満の就学等 常態として、月120時間以上140時間未満の就学等 常態として、月100時間以上120時間未満の就学等 常態として、月80時間以上100時間未満の就学等 常態として、月64時間以上80時間未満の就学等 就学等予定の場合	30 28 26 24 22 20 15

	ある。	
3 疾病若しくは負傷している又は身体、知的若しくは精神障害を有している。	疾病・負傷の程度 長期間の入院（1月以上） 居宅内で、常時病臥の状態 毎週の通院加療が必要な状態 上記の疾病・負傷の程度以外の場合で保育が困難と認められる状態 障害の程度 身体障害者手帳1級・2級、療育手帳（A）・A又は精神障害者保健福祉手帳1級を有している。 身体障害者手帳3級、療育手帳B又は精神障害者保健福祉手帳2級・3級を有している。	35 35 20 10 30 25
4 同居の親族（長期入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護している。	身体障害者手帳1級・2級、療育手帳（A）・A又は精神障害者保健福祉手帳1級を有している重度の障害者を介護又は看護している。	30
	要介護認定者を介護している。	30
	入院付添に当たっている。	25
	上記以外の場合で介護又は看護している。	10
5 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。		35
6 求職活動（起業	月64時間未満の労働 内職者	10 10

8 育児休業中にある。	16
-------------	----

別表第2（第5条第1項）
（令2規則26・全改）
優先事由及び調整事由

1 優先事由

世帯の状況		加算点
1	児童相談関係機関等により、児童虐待又は配偶者等による暴力のおそれがある等社会的擁護が必要であると認められた世帯	100
2	ひとり親世帯	40
3	市内の小規模保育又は家庭的保育事業所等の卒所児童（年齢制限により継続利用ができない場合に限る。）世帯	40
4	父又は母が保育士、保育教諭の資格を有し、かつ、市内の	40

の準備）労働をしていない。 を継続的 に行って いる。		5
7 就学し	常態として、月160時間以上の就学等	30
ている又	常態として、月140時間以上160時間未満の就学等	28
は職業訓	常態として、月120時間以上140時間未満の就学等	26
練を受け	常態として、月100時間以上120時間未満の就学等	24
ている。	常態として、月80時間以上100時間未満の就学等	22
	常態として、月64時間以上80時間未満の就学等	20
	就学等予定の場合	15
8 育児休業中にある。		16

別表第2（第5条第1項）
（令2規則26・全改）
優先事由及び調整事由

1 優先事由

世帯の状況		加算点
1	児童相談関係機関等により、児童虐待又は配偶者等による暴力のおそれがある等社会的擁護が必要であると認められた世帯	100
2	ひとり親世帯	40
3	市内の小規模保育又は家庭的保育事業所等の卒所児童（年齢制限により継続利用ができない場合に限る。）世帯	40
4	父又は母が保育士、保育教諭の資格を有し、かつ、市内の	40

	保育所等で就労（内定を含む。）する世帯			保育所等で就労（内定を含む。）する世帯	
5	別居中（離婚調停の状況がわかる書類の提出がある場合に限る。）の世帯	30	5	別居中（離婚調停の状況がわかる書類の提出がある場合に限る。）の世帯	30
6	生計中心者の失業中（倒産等職場の都合によるものに限る。）の世帯	30	6	生計中心者の失業中（倒産等職場の都合によるものに限る。）の世帯	30
7	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	20	7	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	20
8	義務教育修了前の児童が3人以上いる世帯	10	8	義務教育修了前の児童が3人以上いる世帯	10
9	育児休業の取得により一度保育所等を退所し、退所の日から1年以内に育児休業明けにより職場に復帰予定の保護者がいる世帯（申込みの対象となる児童以外の兄弟姉妹を含む。優先事由8とは重複しない。）	8	9	育児休業の取得により一度保育所等を退所し、退所の日から1年以内に育児休業明けにより職場に復帰予定の保護者がいる世帯（申込みの対象となる児童以外の兄弟姉妹を含む。優先事由8とは重複しない。）	8
10	産前産後休業明け又は育児休業明けにより職場に復帰予定の保護者がいる世帯（優先事由8、9とは重複しない。）	4	10	産前産後休業明け又は育児休業明けにより職場に復帰予定の保護者がいる世帯（優先事由8、9とは重複しない。）	4
11	保護者が就労又は就学しており、県又は市に設置の届出をしている認可外保育施設（企業主導型保育事業所、事業所内保育施設その他の保育施設）を利用している世帯（優先事由8とは重複しない。）	4	11	保護者が就労又は就学しており、県又は市に設置の届出をしている認可外保育施設（企業主導型保育事業所、事業所内保育施設その他の保育施設）を利用している世帯（優先事由8とは重複しない。）	4
12	保育所等における保育の利用を希望する児童が障害を有する世帯	3	12	保育所等における保育の利用を希望する児童が障害を有する世帯	3
13	兄弟姉妹が在所している保育所等に入所を希望する児童がいる世帯（父又は母が求職活動中の場合を除く。優先事由8とは重複しない。）	2	13	兄弟姉妹が在所している保育所等に入所を希望する児童がいる世帯（父又は母が求職活動中の場合を除く。優先事由8とは重複しない。）	2
14	兄弟姉妹が同時申込（転所の場合を除く。）をしている世帯（優先事由8、9、10、11、13とは重複しない。）	2	14	兄弟姉妹が同時申込（転所の場合を除く。）をしている世帯（優先事由8、9、10、11、13とは重複しない。）	2
15	保護者の配偶者が単身赴任の世帯	2	15	保護者の配偶者が単身赴任の世帯	2

16	父又は母が週5日以上就労している世帯（該当人数を乗じて算定）	1
----	--------------------------------	---

2 調整事由

世帯の状況		加算点
1	65歳未満で、保育をすることが可能な無職又は休職中の祖父母等親族が同居している世帯（該当人数を乗じて算定）	-5
2	市外からの広域入所を希望している世帯（転入者の世帯及び入所児童に同一認定こども園内における教育・保育給付認定の変更がある世帯を除く。）	-20
3	入所を希望する児童又は当該児童の兄弟姉妹に係る保育料を正当な理由なく6月以上滞納している世帯	-30

備考 保育の利用を希望する児童の兄弟姉妹が保育所等における保育を利用している場合は、その旨を考慮し調整を行うことができる。

16	父又は母が週5日以上就労している世帯（該当人数を乗じて算定）	1
----	--------------------------------	---

2 調整事由

世帯の状況		加算点
1	65歳未満で、保育をすることが可能な無職又は休職中の祖父母等親族が同居している世帯（該当人数を乗じて算定）	-5
2	市外からの広域入所を希望している世帯（転入者の世帯及び入所児童に同一認定こども園内における教育・保育給付認定の変更がある世帯を除く。）	-20
3	入所を希望する児童又は当該児童の兄弟姉妹に係る保育料を正当な理由なく6月以上滞納している世帯	-30

備考 保育の利用を希望する児童の兄弟姉妹が保育所等における保育を利用している場合は、その旨を考慮し調整を行うことができる。